

最低制限価格の取扱いについて（改正）

九重町が競争入札に付する建設工事の最低制限価格について、次のとおり取り扱う。

【改正事項】

制限割合の適用範囲を「 $7.0/10 \leq \text{制限割合} \leq 9.0/10$ 」から「 $7.5/10 \leq \text{制限割合} \leq 9.2/10$ 」に改める。

1. 最低制限価格の算定方法

(1) の制限割合を算定後、(2) により最低制限価格を算定する。

(1) 制限割合の算定

●制限割合の算定式

- ①直接工事費の額に97%を乗じて得た額
- ②共通仮設費の額に90%を乗じて得た額
- ③現場管理費の額に90%を乗じて得た額
- ④一般管理費の額に55%を乗じて得た額

$$\text{制限割合} = \frac{\text{①②③④の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額}}{\text{設計額（消費税及び地方消費税を含む）}}$$

※制限割合は少数点以下第3位を四捨五入

●制限割合の適用範囲

$$7.5/10 \leq \text{制限割合} \leq 9.2/10$$

※制限割合の計算結果が、適用範囲の下限值（ $7.5/10$ ）に満たない場合は $7.5/10$ とし、上限値（ $9.2/10$ ）を超える場合は $9.2/10$ とする。

(2) 最低制限価格（税抜き）の算定

●最低制限価格（税抜き）の算定式

$$\text{最低制限価格（税抜き）} = \text{予定価格（税抜き）} \times \text{制限割合}$$

※計算の結果、1万円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額とする。ただし、1万円未満の端数を切り捨てた額が予定価格の $7.5/10$ に満たない場合はこの限りでない。

2. 適用時期

令和元年7月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事に適用する。